

令和5年2月6日

第20回 市民会館整備特別委員会 資料1

産業文化部文化課

丸亀市民会館条例

(一年一月一日条例第一号)

(目的及び設置)

第1条 全ての市民が文化芸術に触れ、豊かな人間性を育むとともに、文化芸術や生涯学習(以下「文化芸術等」という。)を基軸に、異なる価値観や違いを尊重する文化を育み、様々な分野を超えて多様な主体が協働することで切れ目ない支え合いができる社会を形成し、文化芸術等を介して人と人をつなげ、誰一人孤立しない社会をつくるために市民会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 丸亀市民会館
- (2) 位置 丸亀市大手町二丁目3番1号

(事業)

第3条 市民会館(以下「会館」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実演芸術等の創造、鑑賞及び体験のための事業
- (2) 文化芸術等の振興及び推進のための事業
- (3) 年齢、性別、社会的地位、障がいの有無、国籍の違い等に関係なく、社会参加の機会を拡充するための事業
- (4) 福祉、医療、教育等、幅広い分野の機関と連携し、社会的課題等に創造的な働きかけを行うための事業
- (5) 子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るための事業
- (6) 前各号に掲げる事業に係る人材育成に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会館の利用促進又は第1条に規定する目的達成のため市長が必要と認める事業

(使用の許可等)

第4条 会館の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による許可をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
 - (4) その他会館の管理又は運営に支障があると認められるとき。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用を中止させることができる。この場合において、第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用の許可条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(特別の設備器具の使用)

第5条 使用者は、特別の設備を設け、又は附属する器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第4条第4項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。この場合において、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第9条 市長は、会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第4条に掲げる使用の許可に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な業務

2 前項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第9条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為をすることができる。

3 第4条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、市長の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 指定管理者は、施行日前においても、会館の維持管理に関し必要な行為をすることができる。

丸亀市（仮称）みんなの劇場管理運営計画（案）に係る パブリックコメントの実施結果

新しい市民会館「丸亀市（仮称）みんなの劇場」の管理運営に係る方針を定めた「丸亀市（仮称）みんなの劇場管理運営計画（案）」について、案に対する市民の皆様のご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施しました。

その結果、市民の皆様から6通10件のご意見をいただきました。いただいたご意見と丸亀市の考えは下記のとおりです。

なお、提出いただいたご意見は、ご意見の趣旨を損なわないように要約しました。

1. 概要

①募集方法

募集期間	令和4年12月16日（金）～令和5年1月16日（月）
意見提出の方法	郵便、FAX、メール、持参
案の公表場所	市ホームページ、市役所（情報公開コーナー、文化課）、市民総合センター、市民センター、コミュニティセンター、保健福祉センター、アイレックス、生涯学習センター、図書館、

②提出数、提出方法、意見数

提出数	6通
提出方法	郵送（0通）、FAX（0通）、メール（6通）、持参（0通）
意見数	10件

2. いただいたご意見と丸亀市の考え

No.	ご意見	市の考え
1	<p><u>(仮称) みんなの劇場の基本理念「誰一人孤立させない」を実現するために、弱者の視点で、多様に対応できる居場所づくりが必要。声なき声を聞き取るために、多様な人が受け入れられる仕組みが必要。</u></p>	<p>(仮称) みんなの劇場整備基本構想にもお示ししておりますが、本施設は、心理的にも、経済的にも、劇場から一番遠くにいる人達にこそ文化芸術から生まれる様々な価値を届け、緩やかに人をつなげることで「誰一人孤立させない」社会を創る社会的な機関となることを目指しています。</p>
2	<p>人が集まる場所には、問題行動や迷惑行為と捉えられかねない事態が起こり得る。私達は<u>その事実の理由や背景をよく「観る」ことが必要ではないか。違いを受け止め、存在を認める土壌を、楽しみながらつくっていく大人が増えることで問題を未然に防ぎ、気づく力が備わるのではないかと考える。</u></p> <p><u>社会包摂の理念を具現化するためにも、これからの未来をつくる中高生や大学生等若者の活躍の場が必要である。</u>(仮称) みんなの劇場をつくっていく過程にも彼らの新しい発想が生かされるよう、<u>「自分たち」のまちを自分事として考え参画することで、自分や誰かのために役立っている実感をもつ機会があればと考える。</u></p>	<p>ご意見のとおり、基本理念を実現するためには、様々な背景を有する人達がつながり、他者を受け入れ、共に学び合うことにより、新たな発想や視点が生まれるような経験や学びの循環が不可欠です。管理運営、事業実施にあたっては、様々な特性や状態にある方々も参加、参画できるような仕組みづくりに取り組んでまいります。</p> <p>また、生徒や学生など若者が活躍できる場については、開館準備に至る過程において各種講座やワークショップなどを開催し、参画の機会を増やすように努めてまいります。</p>
3	<p>ひきこもりなど様々な事情で、他者と関わりづらい人がいる。<u>(仮称) みんなの劇場では、各人の調子の良いタイミングで足を運べるような場やいつでも出入り自由で、疎外感のない場を作ってほしい。興味のあることを通して、人との関わりが持てる仕組み作りも必要である</u>と考える。また、個人の特性や事情に合わせてすぐできるような活動が設定されていることが望ましいのではないかと考える。</p> <p>また、現場で関わる人は、事前に講習などで理念を理解し実践するとともに、普段から<u>専門機関との連携を図り、より専門的な関わりが必要な場合はスムーズなサポートが可能な体制づ</u></p>	<p>本施設では、利用目的に対応する機能や設備を備えた諸室のほか、ロビーや施設の各所に配置する「マド」空間など、あらゆる人がいつでも自由に利用し、交流できる場所を設定しています。</p> <p>また、ご意見のように、人との関わりが持てる仕組みについては、個人の特性や課題に応じた目的性の高い文化芸術事業や多様なテーマの学びの機会となる生涯学習事業など、様々な手法で取り組んでいくこととしています。その実施にあたり、本施設が目指す理念や設置目的を共有する多様な主体と連携、協働して</p>

	<p>くりが必要である。<u>劇場内の児童館、近隣の教育支援センター、その他既存の団体と交流できる場を設け、個々の利用者にとってより良い活動ができる場となることを期待したい。</u></p>	<p>取り組み、幅広いニーズに対応してまいります。</p>
4	<p>(仮称) <u>みんなの劇場のフリースペースは、自由に出入りしやすい場となるとともに、子どもの動きが大人の目が届くようにし、場合によっては大人が子どもの活動に関われる場</u>であってほしい。</p>	<p>本施設のフリースペースの考え方についてはNo.3 のとおりです。また、子どもの動きがよく見えるよう死角を作らない設計を心掛けておりますが、施工段階でも十分に配慮してまいります。</p> <p>ご意見の「大人が子どもの活動に関われる場」については、本施設内に設置する児童館での事業と連携するほか、文化芸術推進サポーターなど市民ボランティアが子どもの活動を支援する仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
5	<p>みんなの劇場が整備されるにあたり、<u>誰もが安全な場所として、気軽に立ち寄れる場所</u>となることを期待する。</p> <p>また、<u>高齢者や障がい者、子供など、自分の意志で足を運ぶことが困難な場合もあるので、各地域に拠点置き、劇場と連携を取りながら、</u></p> <p>(仮称) <u>みんなの劇場と同じコンセプト「だれ一人取り残さない」を大切に、みんなの劇場の建物だけに限らず、地域全体で取り組むこと</u>で暮らしやすいまちをみんなでつくる。</p> <p>みんなの劇場開館後に実施する事業には、<u>地域や社会に関するテーマを文化芸術の視点から取り組んでほしい。</u></p>	<p>「誰もが安全な場所として、気軽に立ち寄れる場所」について、ハード面のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するだけでなく、「みんな」が安心できる管理運営にも努めてまいります。</p> <p>また、「各地域に拠点を置く」に対する考え方ですが、各地域のコミュニティセンター、総合病院のロビーや福祉施設、フリースクールなどで公演活動などを計画的に行う劇場外事業（アウトリーチ）を実施し、様々な理由で本施設に来ることができない人にも文化芸術の恵沢をお届けするとともに、現在地域で活動している団体等との連携、協働を図ることとしています。</p> <p>また本施設で行う文化芸術事業については、文化芸術の社会的価値に着目し、様々な手法で地域や社会課題にアプローチする事業や活動に取り組んでまいります。</p>
6	<p>(仮称) <u>みんなの劇場では、学生があまりお金をかけなくても練習できる場</u>を作ってほしい。</p> <p>劇場の練習室を利用する機会ができれば、今後</p>	<p>本施設では、音楽、舞踊などの利用特性に対応し、遮音性能が高い練習室を3室備えることとしております。</p>

	<p>の市民の劇場利用の増加にも繋がる。また、音楽だけでなく、演劇、舞踊など文化芸術全般について、<u>興味関心のある子どもが、気軽に活動できる場にしてほしい。</u>自主的な活動の楽しさが元となり、<u>様々な優れた芸術に触れる機会が増えれば、より質の高い芸術文化の担い手の育成にも繋がる。</u></p> <p>また、<u>利用料については、学割など、学生の希望に応じた対策を共に考えてみてはどうか。</u></p>	<p>ご意見のとおり、興味関心のある子どもが日頃から気軽に活動できる場となり、文化芸術に触れる機会が増えることで豊かな人間性を育むとともに、担い手の育成にもつながるものと考えます。</p> <p>なお、使用料金は、施設の維持管理費の一部を賄うものでもあり、使用者に適切な負担を求めることを原則としています。学生だけでなく、市民の皆様が使用しやすい料金設定を今後検討してまいります。</p>
7	<p><u>日本舞踊の舞台は総合芸術である。舞踊家の技量だけでなく、ソフト面では施設スタッフの技量、ハード面ではホール設備の能力が求められる。</u>また、鑑賞者の心を揺さぶるのは、何よりも演者、施設スタッフそれぞれの「想い」である。鑑賞者との「想い」が繋がり、融合し、演者が「どうしてもこの舞台に立ちたい」と感じるホールでなければならない。</p> <p>また、舞台の仕様は非常に重要であり、特に「<u>踊りやすい所作板</u>」「<u>せり</u>」「<u>本花道</u>」は、<u>演出効果が高くなることから、こだわりを持って整備を進めてほしい。</u></p>	<p>本施設の大ホール、小ホールについては、幅広い舞台芸術に対応できる仕様としておりますが、他市類似施設の活用状況等を参考に検討した結果、「せり」や「本花道」は常設しておりません。「所作板」は備品として備え付けることとしております。</p> <p>また、ご意見のとおり、演者、鑑賞者の「想い」を大切にできる施設スタッフの育成にも努めてまいります。</p>
8	<p><u>国民の死因に「自殺」が常に最上位にあり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」を実現するためには、私達の生活に身近なシーンで自殺を未然に防ぐ行動を起こしていかなければならない。</u></p> <p>そこで、(仮称) みんなの劇場では、<u>不安や悩みを一瞬でも忘れられる時間を提供し、孤立させない地域のラジオコミュニティを参加型事業として実施してはどうか。</u></p> <p>コミュニティ FM のような従来型のラジオではなく、<u>スマートフォンで多くの人がいつでもアクセスできるように、インターネット配信の活用を提案する。</u></p>	<p>本施設で行う参加型事業は、新しい出会いとつながりが生まれる工夫をしながら、多様な感性や価値観などの違いを交換したり、共有したりすることにより、意識の広がりや新たな価値観が獲得できることを目指しています。</p> <p>ご提案のインターネット配信によるラジオコミュニティについては、「誰一人孤立させない」基本理念に通じる有用な取り組みであり、ICTの活用で本施設に来られない人や若い世代の人などへ広く周知できるものと考えます。</p> <p>なお、ご提案の活動は本施設の管理運営者だけでなく、NPO や市民活動団体、ボランティアなど様々な主体との協働</p>

		により進めることが望ましく、現在実施中の文化芸術推進サポーター養成講座の一環として、実装化に向けて検討してまいります。
9	<p>(仮称) みんなの劇場は、<u>豊かな人間性を地域で育むプラットフォームとして位置づけたい。</u></p> <p>また、市民が「<u>何かやってみたい、やろう</u>」と思ったときに一番に思いつく場所になってほしい。<u>市民のニーズや課題解決に向けて、一緒に行動することができる心の通った職員やコミュニケーション能力に長けたスタッフ、ボランティアが配置されることを期待する。</u></p>	<p>本施設は、(仮称) みんなの劇場整備基本構想の基本理念のとおり、全ての市民の皆さんが文化芸術に触れ、「豊かな人間性を育む」ための機会を創出することを目的としています。また、「好奇心を探求し、楽しいを見つける」を基本方針の一つに掲げ、「鑑賞・創造・育成・参加型・劇場外・貸館」の6つの事業に取り組むこととしています。</p> <p>事業実施に携わる職員や事業や活動を支援するスタッフ、サポーターにつきましては、本施設の基本理念を理解し、利用者に寄り添える人材を配置すべく、今後の育成にも注力してまいります。</p>
10	<p>(仮称) みんなの劇場を拠点として、<u>市民と近隣大学の協働による演劇運営チームを編成し、実動させることはできないか。</u></p>	<p>本管理運営計画案 p42-43「VI市民協働(5)大学」に示すとおり、大学などが有する専門的な知識や情報、ノウハウを有効に活用することが、地域課題の解決につながるとともに、本施設での様々な実践をおして地域とのつながりを持つ機会が生まれ、地域への愛着を持った未来の担い手が育つなどのメリットが考えられます。</p> <p>本施設では、文化芸術の振興や地域課題解決のために、専門分野を問わず、あらゆる事業において大学などと連携、協働することとしています。</p> <p>ご提案の演劇運営チームについては、現在取り組んでいる大学との協働事業を継続し、市民の皆様が参加できる仕組みづくりを進めてまいります。</p>